

河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7 月 29日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第20号

河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

河合町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月河合町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項の表の第2欄」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。